

寒川文書館管理運営規則新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(館外貸出)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 館外貸出を受けることのできる者は、寒川総合図書館管理運営規則(平成18年寒川町教育委員会規則第2号)第6条第2項に規定する図書館利用券の交付を受けた者に限る。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第12条・第13条 (略)</p> <p>(資料の複写)</p> <p>第14条 <u>資料の複写は、著作権等の侵害のおそれがなく、かつ、資料保存上問題ないと認められるときに限り、許可するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(加える)</u></p> <p><u>2・3</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(館外貸出)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 館外貸出を受けることのできる者は、寒川総合図書館管理運営規則(平成18年寒川町教育委員会規則第2号)第5条第2項に規定する図書館利用券の交付を受けた者に限る。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第12条・第13条 (略)</p> <p>(資料の複写)</p> <p>第14条 <u>利用者は、資料を複写することができる。ただし、次に掲げる資料は、複写することができない。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1) <u>複写することが著作権法(昭和45年法律第48号)に抵触する資料</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(2) <u>寄託の契約において複写が制限されている資料</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(3) <u>複写により損傷するおそれのある資料</u></p> <p>2 <u>前項第3号の規定にかかわらず、写真撮影によれば損傷するおそれのない資料であって、かつ、同項第1号及び第2号のいずれにも該当しないものに限り、利用者の写真機で撮影する方法により複写することができる。</u></p> <p><u>3・4</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>